

令和3年 第3回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 6月18日 開議

美 瑛 町 議 会

## 議 事 日 程 (第 2 号)

令和 3 年第 3 回美瑛町議会定例会

令和 3 年 6 月 1 8 日 午前 9 時 3 0 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 一般質問〔山本賢一議員、増山和則議員〕
- 第 3 議案第 1 号 美瑛町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 4 議案第 2 号 美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 3 号 美瑛町税条例等の一部改正について
- 第 6 議案第 4 号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について
- 第 7 議案第 5 号 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 8 議案第 6 号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 9 議案第 7 号 美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 10 議案第 8 号 美瑛町老人保健施設条例の一部改正について
- 第 11 議案第 9 号 美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正について
- 第 12 議案第 10 号 美瑛町農業振興条例の一部改正について
- 第 13 議案第 11 号 美瑛町農業技術研修センター条例の一部改正について
- 第 14 議案第 12 号 令和 3 年度美瑛町一般会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 15 議案第 13 号 令和 3 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 16 議案第 14 号 令和 3 年度美瑛町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 17 議案第 15 号 指定管理者の指定について
- 第 18 議案第 16 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 19 議案第 17 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 20 議案第 18 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 21 議案第 19 号 請負契約の締結について
- 第 22 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 23 報告第 1 号 令和 2 年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 24 報告第 2 号 令和 2 年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第 25 報告第 3 号 美瑛町土地開発公社の経営状況について

- 第 2 6 報告第 4 号 有限会社美瑛物産公社の経営状況について
- 第 2 7 報告第 5 号 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について
- 第 2 8 報告第 6 号 一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について
- 第 2 9 発議第 1 号 美瑛町議会会議規則の一部改正について
- 第 3 0 意見書案第 2 号 地方財政の充実・強化に関する意見書について
- 第 3 1 意見書案第 3 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「3 0 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について
- 第 3 2 意見書案第 4 号 2 0 2 1 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
- 第 3 3 意見書案第 5 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
- 第 3 4 所管事務調査の申し出について

○出席議員（13名）

1番	保田	仁	議員	
2番	坂田	美香	議員	
4番	濱田	洋一	議員	
5番	大坪	正明	議員	
6番	中村	俱和	議員	
7番	穂積	力	議員	
8番	桑谷	覺	議員	
9番	高田	紀子	議員	
10番	野村	祐司	議員	
11番	青田	知史	議員	
12番	山本	賢一	議員	
13番	八木	幹男	議員	
議長	14番	佐藤	晴観	議員

○欠席議員（1名）

3番	増山	和則	議員
----	----	----	----

○出席説明員

町長	角和浩幸君
副町長	池田由行君
会計管理者	小杉昌敏君
総務課長	今瀧毅君
まちづくり推進課長	新村猛君
移住定住推進室長	高島和浩君
税務課長	川合実智代君
住民生活課長	庄司篤史君
保健福祉課長	高木比斗志君
地域包括支援センター所長	高崎史江里君
子ども・子育て支援室長	檜山尚代君
保健センター所長	鎌田静香君
商工観光交流課長	栗原行可君
文化スポーツ課長	平間克哉君
農林課長	吉川智巳君
建設水道課長	山下浩史君
水道整備室長	岩佐和男君
町立病院事務局長	観音太郎君
総務課長補佐	鈴木誠君
総務課財政係長	松岡歩君
教育長	千葉茂美君
管理課長	梶原祐治君
図書館長	山上修司君
農業委員会会長	只野透君
農業委員会事務局長	富田敏博君
代表監査委員	大西宣充君

○書記

事務局 長 今野 聖貴 君  
次 長 才川 育世 君

---

開議挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。定例会2日目ご参集をいただきましてありがとうございます。今日は昨日できなかった一般質問と、そして議案等の審議となっております。良き議論、そしてご協力をお願い申し上げるところでございます。

なお、3番増山議員でございますが、体調が優れないということで今日、大事をとって欠席いただくという対応をさせてもらっております。一般質問の予定だったんですけども、本人は、今回はちょっと諦めますが、次回、更にしっかりと掘り下げて質問するという風に意気込んでおりましたので、期待したいというところでございます。

それでは2日目、定例会よろしくお願いたします。

---

開議宣告

---

○議長（佐藤晴観議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13人であります。本日の議事日程は印刷物で配布のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、7番穂積力議員と13番八木幹男議員を指名します。

---

日程第2 一般質問

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、一般質問を行います。昨日に引き続き、通告の順番に発言を許します。それでははじめに、12番山本賢一議員。

（「はい」の声）

12番山本議員。

（12番 山本 賢一議員 登壇）

○12番（山本賢一議員） おはようございます。番号12番山本賢一、質問方式、時間制限方式、質問事項、高齢者向けの公営住宅等の整備について。質問の要旨、本町の人口は平成31年3月末現在で1万人を割り、令和3年5月末現在で9,695人となり、65歳以上の高齢

化率は、人口全体の38パーセントを超え、今後も高齢化が急速に進んでいく見込みです。

このような状況の中、高齢者世帯にとっての生活環境は、子どもの独立などを機に夫婦または単身世帯となるケースが多く見受けられます。また、住宅環境も、持ち家に住む高齢者世帯では規模の大きい住宅となり、冬場の除排雪や屋根の雪の問題、日頃の住宅の維持管理など、多くの負担が生じています。

さらに、近年、高齢者の運転操作ミスによる自動車事故の増加により、運転免許証を返納される方も増え、特に、中心部から離れた場所に居住されている方にとって、通院や食料品、生活必需品の購入など、生活環境の変化は深刻な状況となり、利便性の良い街中への住宅に住み替えを検討される高齢者の方も増えると思われま

す。今後、これらの需要に対応した公営住宅等の整備が必要かと思われま

- すが、次の3点について伺います。
- (1) 平成26年に策定された「美瑛町住生活基本計画」の基本目標の進捗状況について。
  - (2) 家賃助成等による民間賃貸住宅との協力体制について。
  - (3) 高齢者やこれから高齢期を迎える世代に対して、住生活に関するアンケート調査を行ってはどうか。

質問の相手は町長でございます。よろしくお願

いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 12番議員の質問の答弁を求めま

す。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） おはようございます。定例会2日目、よろしくお願

い申し上げます。

また、増山議員さん、ご体調お悪いということござ

います。一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

それでは、12番山本議員さんからの質問、高齢者向けの公営住宅等の整備について答弁を申し上げます。公営住宅等の整備につきましては、平成26年に策定した美瑛町住生活基本計画及び美瑛町公営住宅等長寿命化計画により、「美瑛の風土に根ざした良質な住環境の形成」、「だれもが住み続けることができる住環境の形成」、「快適で安全安心な住環境の形成」、「需要に応じて住み替え可能な住環境の形成」の4つの基本目標を掲げ、住宅ストックの有効活用や住宅等の集約化、高齢者対策や子育て支援など急速に進行する少子高齢化への対応、小人数世帯や高齢者世帯の増加などによる世帯特性の変化に対応した住環境の整備など、住生活に対する意識やライフスタイルの変化を踏まえ、令和6年度までの10年計画として策定しており、高齢単身者向けの住宅につきましては、これまでに高齢者福祉住宅2棟を市街地に整備して



1点目につきましては、基本目標に掲げた4項目を達成するため、将来世帯数の推計等を基に事業を進めているところでありますが、公営住宅等の建設に関しては、老朽化した団地からの移転希望者が少なく、また、計画策定時と比べ公営住宅等への入居希望者が減少傾向にあることから、新たな住宅の整備を延期しており、既存住宅の適正な維持管理、入居条件の緩和などにより住宅の確保を行っているところです。

2点目につきましては、民間賃貸住宅への家賃助成や美瑛町空き家情報バンクと北海道宅地建物取引業協会旭川支部との連携など、主に移住定住促進の観点から民間事業者との協力体制を構築しております。町内高齢者の方の転居を本町が促すとなりますと、公営住宅計画だけでなく、福祉サービスやさらには地域コミュニティの在り方にも影響する可能性がありますので、慎重に検討してまいります。

3点目につきましては、美瑛町住生活基本計画及び美瑛町公営住宅等長寿命化計画の策定から7年が経過していることから、計画の見直しに当たっては、アンケート調査等により広く町民からの意見をお聴きしながら、本町の地域特性やライフスタイルの変化を十分に考慮した計画を策定してまいりたいと考えております。

議員御指摘のとおり、今後、高齢者や子育て世代など、住生活に対する多様なニーズが生じるものと考えており、また、新型コロナウイルス感染症に伴う新たな価値観、行動様式の変化も見据えた中で、更なる住生活環境の向上に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） 12番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

12番山本議員。

○12番（山本賢一議員） 12番山本でございます。今答弁いただきましたけれども、公営住宅の建設というと中々これ難しい部分なのかなという風に思っております。今回ですねこの3月に改定されてます公共施設等総合管理計画というのが出ております。この中も見ますと、非常に多くの公共施設、それからこの中である公営住宅、町営住宅に関してですね、数が膨大な数があって、それを維持管理していただくだけでもこれ大変な状況の中ですね、更にまたこういうものを整備しろというのは中々難しいというような形で、町長のこの後答弁はそういうような形になってくるのかなと思うんですけれども、そうはいってもですね、なかなか今の答弁ありましたとおり、ライフスタイルですとか生活スタイル変わってきていると。また、それぞれ個々の事情というのも色々ありますので、そういうものを踏まえてですね、やはり高齢者に特化した形、また、今回ちょっと質問の中に入れてませんが、障がい者も含めてという形ですね、こういうような住宅の整備ですね、していく必要があるんじゃないかと。それからですね、この部分で整備する場所ですね、これもやはり市街地、なるべく中心部の方に持ってい

くような考え方ですとか、そういうようなことを挙げていくような形で進めていくということが今後重要なんじゃないかなと。それが一つは、一つの町の形ですとか色んなものに関わってくると思いますので、色々と厳しいと、難しいという風なことを思われてるかと思うんですけども、その辺を中心にこの後質問させていただきたいと思うんですけども、まず最初にですね、町長率直に、今回のこういうものに関してですね、できる、できないというのは中々答えづらいかと思うんですけども、今後の考え方としてどういう風に思われてるか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい。今後の考え方でございます。大きなご質問でございますので、もし的外れていましたら、また再度ご質問いただければと思います。山本議員さんお話の通りの住宅政策につきましては、時代、時代にに応じて様々なニーズも変わりますし、それぞれ生活環境も変わってきてますので形は変わるかもしれませんが、しかし、町民の方が暮らしやすい環境をつくるというこの住宅政策というものは、引き続き、美瑛町として重要な施策の取り組みの一つであるという風に認識をしております。その上で、先ほどの今の議員さんからお話を答える形でいきますと、中心部に近いところということでございますけれども、生活の利便性から考えると、市街地中心部に公営住宅あるいは移転を進めるということも、一つ考えられる形ではあります。けれども、一方で昨日の一般質問の中の議論もございましたけれども、地域の中で、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けたいと、いつまでも暮らし続ける、そういう環境をつくっていくということも、私たち今取り組んでいるところでございます。地域の中でいつまでも住み続けるというためには、住環境だけではなくて、福祉面からの様々なサービスを講じているところでございますけれども、その地域の中でいつまでも生活していきたいんだという願いを叶えることと、町中に移転、移住を進めるということが、齟齬が出ないような形で、希望者の方、どうしても市街地の方が良いというご本人の希望があれば、そこに即したサービスをさせていただくのは当然のことと思いますけれども、大きな考え方としまして、地域の中で、住み慣れたところでお暮らしいただくということが、今はベースかなと考えております。ただ、冒頭申しましたけれども、住環境、住宅政策の重要さというのは認識しておりますので、その時代、時代、また考え方に変化に応じて、その変化に対応した形での政策を打ってまいりたいと考えているところであります。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 12番山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番山本です。今まで住んでいるところというところに住み続けるということは、これ大事なことだと思うんですけども、ただ今回ですね私この質問に至った

経緯ですけれども、ある女性の方から相談を受けた訳です。これ民生委員の方がですね最初に相談を受けてきてですね、その後、私の方にもお話来たんですけれども、郊外に住まれてる高齢の女性の方で、ご主人も数年前に亡くされて一人での訳なんですけれども、住宅も古いということで、そういう観点からですね、免許も返納しなくちゃいけないというようなこともあって、将来のことを考えて公営住宅、町中の公営住宅に住み替えたいと思ったんだけども中々ないと、思ったようなところに住み替えができないということで、非常に苦勞してるというようなことをお聞きしました。色々話を本人からも聞いたんですけれども、ない訳ではないといえますか、南町ですとかそういうところあるんですけども、色々話を聞いていきますと、やはりなるべくなら病院が近いところですか、買い物できる場所近いところが良いというような話なんです。そうなってくると、例えばどこなんだということになると中町が良いとか、そういう風な話になって。ところが、中々そういう風な形で進まないということで、本人とやはり思っているというような状況が進まないというような状況で相談を受けた訳なんです。こういう風な話になってくるとですね、どうすれば良いのか、他にも高齢者福祉住宅なんかもあるという話をしたんですけれども、本人曰く自分のことはまだまだ自分でできるので、そういう生活は自分の、私しっかりやりたいんだという風なことをおっしゃってます。そうなってくると、やはりそういう住宅の中々場所がないということで、今回こういう形で質問させていただいてる訳なんですけれども、ある意味そんなこと言っても、いつまでたってもその住む場所ですね、見つからないという風になると思うんですけども、ある意味贅沢なんじゃないかとか、わがままなんじゃないかっていう風に思われる方もいると思うんですけども、ただ高齢者の人にしてみればですね、少しでもやはり自分にとって生活のしやすい場所に移り住みたいというのはこれ当たり前のことで、立場が変わればですね自分もそういう風に思うと思うんですけども、そういうような考えを持っている方々に対して、どういう風に町長として対応したら良いのかとか、どういう風にしていくのかっていうのが、その辺について伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 様々な捉え方ができるかなと思いながら、また、手立ても講じる必要があるかなと思いながら聞かせていただきました。まずは、ご事情分かりませんから一般論になりますけれども、住み慣れた今までの地域の中で生活をしていく、そのことができない、困難になってる事情がおりであると。その困難な事情を取り除くことができれば、これまでどおり地域の中で暮らすことができるということでありましたら、福祉の面が多くなると思いますけれども、そちらの面から手立てをさせていただきまして、変わらず地域の中で、コミュニティの中で暮らしていただきたい。お友達もお知り合いも多いと思いますので、そういう環境の

中で、豊かなお暮らしができれば良いなという思いはございます。一方で、でも、それでもやはり町に移転したいんだということでもございましたら、今のお話で山本議員さんもお存知でいらっしゃると思いますけれども、公営住宅あるいは高齢者福祉住宅、共に空きもある状況でございます。一方で、一部のところ、あるいは世帯別構成上で人気のある公営住宅は抽選になっている現状もありますけれども、その一部のところを除けば、公営住宅、高齢者福祉住宅で募集をしている状況でございますので、できればその現地の方もご覧いただいたりとか、見ていただくことで、どこかご希望に近いところを探していただけられないのかなという風に思います。生活全般に関わっていく話でございますので、そのような、民生委員さんご相談いただいたということでもございますけれども、町としても、まずそのご相談をさせていただいて、どこからご支援していけば一番その方の生活の質の維持向上につながるのか、一緒に考えさせていただきたいなと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 12番山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番山本です。今、答弁の中にありましたけれども、抽選になっているという話がありました。実はそこなんです、私が言いたいのはその部分でして、要するに抽選になるぐらい、そこに住みたいという場所があるということなんです。そういうものをやはり作っていかないといけないんじゃないかと。空きがあるというだけでそこに行きなさいというのは、ちょっと強引なんではないかなという風に思うんです。やはり本人の希望もありますし、その後の生活のことも考えて、やはり高齢者の方ですから、やはり日々、体力がどんどん落ちていく、足腰も弱ってくるという状況の中です、やはり少しでも病院が近いところですか、買い物ができるところ近いところに住居を求めるとするのは、これは当たり前なことではないかなと思います。どれだけ元気な方でもですね、足を怪我したり腰を痛めたりすれば、日々の生活は途端に苦しくなる、大変になるということは皆さん経験すると思うんです。ですから、それと同じように高齢者の方々の立場に立って考えていく、そしてそういう住宅の整備をしていくということは私は必要ではないかなと思っております。そういうようなこともあるのかと思うんですけれども、住生活基本計画の中にアンケート調査がありまして、その中で高齢期に関することというところでですね、住宅のことについてどういう風に考えてるかという風な調査の中です、高齢期に住みたい住宅ということで、答えというか今までの住宅に住みたいという方が43.6%、ケア付き住宅という形で19.8%の方がそういうような答えをしています。3番目に多い、高齢者向けに作られた賃貸住宅に住みたいという方15%が答えているんです。この15%っていう数が多いのか少ないのかっていうのはこれどういう風に考えて良いかちょっと分からない部分もあるんですけれども、決してですね、ゼロではない訳なんです。ということは、やはりこういうものがもう既に平成26年のこの策定

された計画の中に含まれているということになればですね、それに向けて対応、今までしてきたのかしてきてないのかってことになってくる訳なんです。2番目のケア付きの住宅についてはですね高齢者福祉住宅がこれ2棟建てられてるということで、これは多分この辺はしっかりと行われてると思うんですけども、やはり今後こういうことのアンケートもあった訳ですので、その辺含めてですね、これしっかりと検討していくといたしますか、考えていくということも必要ではないかと思うんですけども、それについて伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、高齢者の方々の立場に立った住環境の整備を進めていくというのは、当然もちろん大事なことで認識をしております。そして、住生活基本計画の中でも、高齢者世帯向けの住環境の整備という項目はもちろん計上されておりますし、高齢者に配慮した公営住宅の整備という項目、目標も掲げているところでございます。そこに向けてどうであるかということでございますけど、高齢者福祉住宅の方は整備をさせていただいております。なおかつ、先ほど申しましたけども、空きもあって募集をしている状況でございますので、是非ここのご利用も更に促進していきたいなと思っているところであります。また、公営住宅全般でございますけれども、計画の中でも、建て替えですとか新築という計画を組んでおります。しかし、最初のご答弁申しましたけど、古い老朽化してるところの住宅から転居の希望の方々が思ったより少なく、ここの場でここにずっと住みたいんだという方々が思っていたより多くて、そのため旧来からの公営住宅はそのままになってしまっている。住み続けたいという希望でございますので結構なんですけれども、ただ、そこから新しい公営住宅に更新していくという考えが非常にしにくい状況が、ある意味では生まれてるところもあります。それと、先ほど申しましたけれども、他の公営住宅の方でも公募しているんですけども、応募が中々ない状況もあります。そうなった時に、町民の方々のこの公営住宅のニーズというのが、どのようになっているのが非常に分かりにくいといたしますか、把握しにくい状況が生まれているところであります。入居者が希望者が少ない中で、新たな住宅を整備した場合に、果たして入っていただけるかどうかという心配もございますので、総合的に考えてまいりたいと思っております。ただ、ご指摘いただきましたとおり、ご高齢の方の住みやすいところというのが、それはおのずとあるんだろうと思っております。そこに求められるサービスがついている住宅があれば、なおさら希望が増えるということは考えられますので、今山本議員ご指摘のことは受けまして、高齢者向けの一般的な公営住宅という考えではなくて、高齢者向けの公営住宅という概念のもとで検討していくということが必要だという風に感じております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 12番山本議員。

○12番（山本賢一議員） 12番山本です。今サービスといいますか、その部分なんですけれども、高齢者向けっていうことになりますと、どうしてもケアシステムといいますかね、健康面ですとか、それから生活面はどうなってるのかっていうことが、やはり重要になってくる訳です。残念ながらよく聞くことで孤独死なんていうことも聞きます。こういうことが起きないようにするためにも、ある程度行政側でもどのような生活状況なってるかっていう、単身世帯特にですね、把握するということも大事ではないかなと思います。今回のこの公営住宅のこの老人向けといいますか、高齢者向けの住宅という風に言ってるのは、ただ単に建物を建てていうのではなくてですね、やはりそれと先ほど町長言われたとおりですね、色んなサービスですね、見守る体制のサービスを整えるということも一つセットにして考えていくということも必要ではないかなと思うんですね。やはり本人もそうですけれども、通報システムですとか色んなものもありますけれども、そういうものを備えた形の部分でしっかりとしたものをつくっていくということが大事だと思います。やはりそれに対して行政側でも、日々、福祉住宅ほどでなくてもですね、担当者で何でも良いんですけれども、職員の方々が見守っていくと回っていくというような形、お話を聞くんだとか、そういうようなことも行うような形の住宅ですね、そういうものになればなという風に思っております。もちろんそういう風になれば、入居される方も安心されますけれども、もっと他に安心される方々もいる訳ですね、家族の方々ですね。例えば遠くに離れているお子さんたちが、自分の親が一人で暮らしてる状況がどうなってるのかって非常に心配な訳ですけれども、ある程度行政側でこれをしっかりとですね、見守ってる体制があるということが分かれば、それだけでもやはり安心感が違ってくる訳ですし、この美瑛町にですね、先ほど町長も言われてるとおり住み慣れた町ですから、ずっと住み続けるためにもですね、そういうようなものがあればですね、これ全然違ってくると思いますので、そういうのも含めた形で私はですね今後、公営住宅もそうですけど、こういうものを整備していく段階でですね、必要ではないかなという風に思ってるんですけども、その辺について伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい、おっしゃるとおりであると私も思っています。内部的には、介護機能付いた公営住宅とか、そういうタイプのものできないんだろうかというような話題を、私から提供したり話し合ったりしている現状もあります。具体的に進んでる訳ではないんですけども、そういう同じ問題意識を持って、今の高齢者世帯の方々、または福祉の現状について認識をしているところがございます。美瑛町ですと、南町の高齢者福祉住宅が事業所あかりと近接しておりまして、非常に良い、効果的な運用が図られていると私は見えています。あそのあり方が一つのモデルになるのかなという風に思っておりますので、せっかく非常に良い成功

例といいますか、良い例がございますので、今のその取り組みを基に、より他の地域でも同じように高齢者の方々が安心してお住まいできる、そのことがひいて、ご指摘のように家族の方々の安心にもつながる、そういうような住宅政策、福祉政策について、総合的に前向きに検討してまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 12番山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番山本です。それとですね、先ほどから言ってますけど、中心部という話をしておりますけれども、やはりなるべく人をですね町中に集めるといいですか、中心部に寄せるといいですか、そういうような形で進めていくということも必要ではないかなと思うんですね。今までずっと外に外に広がっていたものをですね、では、やはり残念ながら人口は減っていくような状況もありますし、だからといって世帯数が減ってる訳ではないんですけれども、そういうことを考えていくと、やはりどうしても町中、中心部ですとか寂しくなるようなこともありますので、なるべく人をどうにか誘導していくといいますかね、そういう仕組みづくりの中でこういう住宅があると、またちょっと変わってくるのかなという風に思います。そういうような形の仕掛けづくりのためのものとしてもですね、住宅の有り様というのは、今後どういう風にしていくかって大事になってくるのかなと思います。よく言われますけども、コンパクトにとかスマートにとか、今ダウンサイジングなんていう言葉もあります。これからどういう風にこういうようなものを進めていくかっていう時にですね、やはり集約していくですとか、効率化を図るですとか、利便性を図るといことが非常に大事になってくると思われまます。そういうことも含めてですね、これからどういう風に進めていくかというのはこれ、町側としてどういう風にするかという大事なことだと思うんですけども、改めてですね、この高齢者に向けて住宅をどういう風にしていくのか、どういう風に考えていくのか、最初にも伺いましたけども町長の改めてお考えを伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、住みたいところに住める、そのための環境づくりというものにつきまして、行政としては、当然ご支援をしていきたいと思っております。一方、大きな考え方、まちづくりの大きな考え方としてどうなのかという風に問われましたら、現時点でこれは役場内で協議してる訳でもないですし、私の個人的な考え方でございますけれども、冒頭お答えしましたとおり、住み慣れた地域でいつまでも住み続けたいという思いがあれば、その地域で生活すること、それを支えていくということが、私は今は、そちらの面を重視したいなと考えております。効率、利便性、色々ありますけれども、でも町の成り立ちは、やはり人が住んでそこで生活をして仕事をして、そこの営みを行政側が支えるというのが基本であろうと思って

おります。行政の効率化とかで、お住まいを変えていただくとかってというのは、話の方向が逆ではないのかなという風に個人的には思っております。また、農村地帯も多い美瑛町でございますので、地域コミュニティですとか、地域の成り立ちというのも、農村部側の人口が減っていった時に、その担い手がどうなっていくのかというような心配もございますので、現時点では、いわゆるコンパクトシティとして、周辺部の方を町中の方へ移住を促すということを取らない立場でおりますけれども、冒頭申しましたとおり、住みたいところに住めるように、いつまでも地域で住みたい方はそこで良いですし、いや良いんだと、地域から町中に出たいんだという方の希望にも、そこは沿えるように、どちらにも対処できるような形で臨んでまいりたいと考えております。

○議長（佐藤晴観議員） 12番議員の質問を終わります。

議長から申し上げます。一般質問を通告した、3番増山和則議員の質問の順番ですが、本日欠席のため、会議規則第61条第4項の規定によって、その効力を失ったものとします。

これで通告のありました質問は全て終了しました。これをもって一般質問を終わります。

---

### 日程第3 議案第1号 美瑛町個人情報保護条例の一部改正について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第3、議案第1号、美瑛町個人情報保護条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） おはようございます。議案第1号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は1頁、改正要旨は別冊資料1頁から2頁になります。今回の条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、条例改正の要旨、概要につきましてご説明いたします。それでは、議案集1頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、資料の条例の一部改正要旨によりご説明させていただきます。資料の1頁になります。

1の改正要旨につきましては、冒頭ご説明したとおりですので、説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、番号利用法の一部改正により、用語の整理及び条項のずれが生じるため、条文の整備を行うものです。



3の施行期日は、令和3年9月1日からになります。

資料2頁の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

議案集に戻り、議案集1頁になります。附則、この条例は、令和3年9月1日から施行する。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町個人情報保護条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第2号 美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第4、議案第2号、美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第2号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は2頁、改正要旨は別冊資料3頁から4頁になります。今回の条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人番号を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）が改正されることに伴いまして、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、条例改正の要旨、概要につきましてご説明申し上げます。それでは、議案集2頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、資料の条例の一部改正要旨によりご説明させていただきます。資料3頁になりま

す。

1の改正の要旨につきましては、冒頭ご説明したとおりですので説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、番号利用法の一部改正により、条項のずれが生じるため、条文の整備を行うものです。

3の施行期日は、令和3年9月1日からになります。

資料4頁の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

議案集に戻り、議案集2頁になります。附則、この条例は、令和3年9月1日から施行する。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第3号 美瑛町税条例等の一部改正について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第5、議案第3号、美瑛町税条例等の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

川合税務課長。

（税務課長 川合 美智代君 登壇）

○税務課長（川合美智代君） おはようございます。議案第3号の提案理由について説明いたします。議案集は3頁から12頁、改正要旨及び新旧対照表は資料の5頁から32頁までです。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、関係する政令、省令がそれぞれ本年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読させていただきます、その後、改正内容について説明いたします。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、改正内容を資料により説明いたします。資料は5頁になります。

改正の要旨は冒頭で説明したとおりです。

2の改正の概要の中で、主なものを説明いたします。なお、文末の括弧内はそれぞれ該当する条番号及び改正附則等の条番号です。また、新旧対照表は10頁からですので、ご参照願います。

まず、町民税では、個人町民税の非課税範囲の規定の改正、寄附金税額控除の規定の改正、特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例期間の延長に伴う改正、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除拡充・延長に伴う改正など、それぞれの改正に伴い、規定の整備を行うものです。

6頁の固定資産税では、浸水被害対策のために整備される雨水貯留施設浸透施設に係る課税標準の特例措置の創設、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置の延長、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例の改正、令和3年度に限り課税標準額を据え置く規定の整備を行うものです。

8頁の軽自動車税では、環境性能割の非課税期間を延長に伴う改正、種別割はグリーン化特例の軽減変更及び期間の延長に伴う改正を行うものです。

その他地方税法の改正等に伴う条文の整備を行うものです。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町税条例等の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第4号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第6、議案第4号、美瑛町都市計画税条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

川合税務課長。

（税務課長 川合 美智代君 登壇）

○税務課長（川合美智代君） 議案第4号の提案理由について説明を申し上げます。議案集は13頁と14頁、改正要旨及び新旧対照表は資料の33頁から38頁までです。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容について説明いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、改正内容を資料により説明いたします。資料は33頁になります。

2の改正の概要の中の文末の括弧内は、それぞれ該当する改正附則等の項番号です。新旧対照表は34頁からですので、ご参照願います。

今回の改正は、固定資産税と同様、土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例の改正、令和3年度に限り課税標準額を据え置く規定の整備、その他地方税法等の改正に伴う条項及び条文の整備です。

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第4号の件を採決します。議案第4号、美瑛町都市計画税条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第5号 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第7、議案第5号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正についての

件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

庄司住民生活課長。

(住民生活課長 庄司 篤史君 登壇)

○住民生活課長(庄司篤史君) おはようございます。議案第5号の提案理由につきましてご説明いたします。議案集につきましては、15頁になります。条例改正の要旨及び新旧対照表につきましては、別冊資料39頁から40頁になります。本条例の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。はじめに議案を朗読し、その後、改正内容につきましてご説明いたします。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料39頁の条例改正の要旨よりご説明させていただきます。39頁をお開きください。

1、改正の要旨につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略いたします。

2、改正の概要であります。番号利用法の一部改正により、個人番号カードの再交付に係る手数料は、地方公共団体情報システム機構との委託契約に基づき徴収することとなるため、個人番号カードの再交付手数料に係る規定を削除するものです。

3、施行期日は、令和3年9月1日からの施行となります。

新旧対照表の説明につきましては省略させていただきます。

資料の説明を終わり、議案集15頁に戻ります。附則からになります。この条例は、令和3年9月1日から施行する。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第5号の件を採決します。議案第5号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第6号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に  
関する基準を定める条例の一部改正について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第8、議案第6号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

樫山子ども・子育て支援室長。

（子ども・子育て支援室長 樫山 尚代君 登壇）

○子ども・子育て支援室長（樫山尚代君） おはようございます。議案第6号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は16頁、条例改正要旨及び新旧対照表は資料の41頁から42頁になります。今回の条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき、改正内容の説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、改正内容のご説明をいたします。資料の41頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の説明でご説明したとおりですので、説明を省略いたします。

2の改正概要ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の内閣府令が、条例の従うべき基準とされているため、改正内容に準じて用語の整理を行うものです。

3の施行期日ですが、公布の日からの施行となります。

なお、新旧対照表は説明を省略させていただき、後ほどご高覧をお願いします。

資料による説明を終わり、議案集に戻ります。議案集の16頁になります。下から2行目の附則からになります。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第6号の件を採決します。議案第6号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第7号 美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第9、議案第7号、美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

樫山子ども・子育て支援室長。

(子ども・子育て支援室長 樫山 尚代君 登壇)

○子ども・子育て支援室長(樫山尚代君) 議案第7号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は17頁から18頁、条例改正要旨及び新旧対照表は資料の43頁から45頁になります。今回の条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。議案集の17頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、改正内容の説明をいたします。資料の43頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭で説明しましたとおりですので、説明を省略いたします。

2の改正概要ですが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の厚生労働省令が条例の従うべき基準とされているため、改正内容に準じて、1点目は用語の整理を、2点目につきましては、事業利用に関する利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものにつきまして、電磁的方法による対応を認める規定の追加を行うものです。

3の施行期日ですが、改正概要の1点目につきましては、公布の日から施行、2点目につきましては、令和3年7月1日から施行となります。

なお、新旧対照表は説明を省略させていただき、後ほどご高覧をお願いいたします。

資料による説明を終わり、議案集に戻ります。議案集の18頁、3行目の附則からになります。附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第49条を第50条とし、第6章中同条の前に1条を加える改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第7号の件を採決します。議案第7号、美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

午前10時45分まで休憩します。

休憩宣告（午前10時30分）

再開宣告（午前10時45分）

---

#### 日程第10 議案第8号 美瑛町老人保健施設条例の一部改正について

---

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第10、議案第8号、美瑛町老人保健施設条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

高木保健福祉課長。

（保健福祉課長 高木 比斗志君 登壇）

○保健福祉課長（高木比斗志君） おはようございます。議案第8号の提案理由につきましてご説明させていただきます。議案集につきましては19頁になります。条例改正の要旨及び新旧対照表につきましては、別紙資料46頁から47頁になります。今回の条例改正につきましては、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する特定介護保険施設における食事の提供



に要する平均的な費用の額が改正されたことに伴い、本条例の改正をするものでございます。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきまして説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別紙資料46頁の条例の改正の要旨より説明させていただきます。

1の改正要旨につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

2の改正の概要でございますが、別表(第6条関係)に定める利用料のうち、食費について、朝食10円、昼食30円、夕食13円をそれぞれ増額するものです。

3の施行期日は、令和3年8月1日からとなっております。

新旧対照表の説明につきましては省略させていただきます。

資料の説明を終わり、議案集の19頁に戻ります。附則からになります。この条例は、令和3年8月1日から施行する。

以上、議案第8号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第8号の件を採決します。議案第8号、美瑛町老人保健施設条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第9号 美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第11、議案第9号、美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

高島移住定住推進室長。

(移住定住推進室長 高島 和浩君 登壇)

○移住定住推進室長(高島和浩君) おはようございます。議案第9号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は20頁から21頁、改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料48頁から49頁になります。今回の条例の一部改正につきましては、新たに美瑛町二地域居住体験住宅となる幸町体験住宅2号室を整備することに伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、条例改正要旨、概要につきましてご説明いたします。それでは議案集20頁になります。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料の48頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭説明したとおりですので、説明は省略させていただきます。

2の改正の概要は、(1)別表第1及び別表第2の幸町体験住宅を幸町体験住宅1号室に改める。(2)別表第1に幸町体験住宅2号室の名称及び位置を規定する。(3)別表第2に幸町体験住宅2号室の名称及び使用料を規定する。

3の施行期日は、公布の日から施行となります。

資料49頁の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

議案集に戻り、議案集21頁、下から8行目の附則から朗読いたします。附則、(施行期日)、1、この条例は、公布の日から施行する。以下、附則の朗読は省略させていただきます。

以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第9号の件を採決します。議案第9号、美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第10号 美瑛町農業振興条例の一部改正について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第12、議案第10号、美瑛町農業振興条例の一部改正について

の件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

吉川農林課長。

(農林課長 吉川 智巳君 登壇)

○農林課長(吉川智巳君) おはようございます。議案第10号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては、22頁になります。条例改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料50頁から51頁になります。今回の条例改正につきましては、美瑛町の未来の農業につながる事業を推進するため、将来を見据えた経営を行う農業者や生産組織等への支援を図る必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。最初に議案を朗読させていただきました、その後、改正内容につきましてご説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料によりご説明させていただきます。資料は50頁になります。

1の改正の要旨につきましては、前段で説明いたしましたので説明を省略させていただきます。

2の改正の概要につきましては、助成対象事業の範囲及び助成金の額を拡充するため、本条例を改正し、規則で対応させていただくものであります。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行としております。

なお、別冊資料51頁の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

それでは、議案集22頁下段の附則を朗読させていただきます。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「はい」の声)

10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) 今回の条例改正につきましては、受益者にとりましては、これまでの補助率が3分の1から半分、5割ほどと非常に歓迎するものであります。それから合わせて、町長が特に定める事業、この辺も文言化されて、非常に分かりやすくなって歓迎するところがあります。一つお伺いしたいのは、この中で特に補助金額が150万円以内、限度額縛りがあるんですが、ここで農業団体ですとか、あるいは大きな企業、その他団体がもし事業を受ける場合に、この150万円上限縛りというのはここで適用されるのかどうか。この辺をお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 吉川農林課長。

○農林課長（吉川智巳君） ただいまのご質問ですが、今まで条例で謳ってました3分の1以内というのも今回規則で謳わせていただくのですが、まずそれプラス、それぞれ今までどおりの形になるんですけども、今回新たに拡充しました補助対象経費の2分の1以内、限度額150万円につきましては、町長が特に認める、未来の農業につながる、そういった施策に対してのみ適用するというので、規則で今後、細分化させていただきたいと考えておりまして、これにつきましては、条例改正をお認めいただいた後に規則を改正するものですが、一応原案として、今の段階では、例えば何点か述べさせていただきたいと思うんですけども、新たな振興作物の苗代、施設、機械設備の導入、あるいは自ら生産した農作物等の加工販売に要する機械導入の経費、あるいは安定した労働力確保に対する経費、あるいはICTを活用したスマート農業に対する端末、あるいは機械周辺等の整備、こういったものに対して、農業者が取り組みたいといったものに限って、助成率2分の1に拡充して、助成金150万円で対応したいといった内容のものでございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第10号の件を採決します。議案第10号、美瑛町農業振興条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第11号 美瑛町農業技術研修センター条例の一部改正について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第13、議案第11号、美瑛町農業技術研修センター条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

吉川農林課長。

（農林課長 吉川 智巳君 登壇）

○農林課長（吉川智巳君） 議案第11号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集

につきましては23頁になります。条例改正要旨及び新旧対照表は52頁、53頁になります。今回の条例改正につきましては、美瑛町農業技術研修センターに、農業技術の向上を図るための農業技術実証展示圃場を置くことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきましてご説明させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは別冊資料によりご説明させていただきます。資料は52頁になります。

1の改正の要旨につきましては、前段で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

2の改正概要につきましては、新技術や新品種栽培の実証を行う農業技術実証展示圃場を美瑛町字美瑛原野5線及び美瑛町字藤野第1に置くため、本条例を改正するものです。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行としております。

なお、別冊資料53頁の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

それでは議案集23頁下段の附則を朗読いたします。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第11号提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第11号の件を採決します。議案第11号、美瑛町農業技術研修センター条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第12号 令和3年度美瑛町一般会計補正予算(第2号)について

日程第15 議案第13号 令和3年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算(第1号)  
について

日程第16 議案第14号 令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算(第2号)について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第14、議案第12号、令和3年度美瑛町一般会計補正予算（第2号）についての件、日程第15、議案第13号、令和3年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第1号）についての件及び日程第16、議案第14号、令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第12号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第12号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は24頁から33頁になります。今回の補正予算は、総務費では、まちづくり寄附の増加による返礼品費用の追加、民生費では、新型コロナウイルス感染症対策のための備品等の購入助成の追加及び低所得者の子育て世帯に係る生活支援給付金事業の追加、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る委託料等の追加、農林水産業費では、道補助金、交付金の割当内示に伴う畑作構造転換事業及び経営継承・発展支援事業補助金などの追加、商工費では、美瑛町消費活性化事業の追加、諸支出金では、丘のまちびえいまちづくり基金への積立てでございます。

歳入では、国庫補助金につきましては、子育て世帯生活支援給付金事業に係る子育て支援新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金、新型コロナウイルスワクチン接種に係る疾病予防対策事業費等補助金や、サイクルスポーツ事業に係る地方スポーツ振興費補助金の追加でございます。道補助金では、畑作構造転換事業補助金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、豊かな森づくり推進事業費補助金の歳出追加補正に伴う追加及びプレミアム付電子地域通貨発行事業に係る補助金の追加などがございます。寄附金はまちづくり寄附金の追加、繰越金では、財源調整による追加です。はじめに議案条文を朗読し、その後内容のご説明をいたします。議案集24頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出予算補正事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳出からご説明いたします。議案集28頁になります。

歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額76万2,000円の追加です。説明欄（1）行政区会館運営費補助事業において、行政区要望の増加に伴う26万7,000円の追加。説明欄（2）一般管理事業は、ワクチン接種情報などの行政サービス情報発信ツールとして、地デジ広報広告料の追加、49万5,000円でございます。

第5目財産管理費、補正額57万3,000円の追加です。庁舎維持管理事業における庁舎正面自動ドア修繕料の追加です。

第13目諸費、補正額3,839万5,000円の追加です。説明欄(1)過年度歳入過誤納還付金については、住民税並びに各種交付金等の還付金の追加250万円です。(2)まちづくり寄附管理事業は、まちづくり寄附件数の増加に伴う返礼品等の追加3,589万5,000円です。

第3款民生費、第2目児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額915万円の追加です。説明欄(1)新型コロナウイルス感染症対策支援事業は、子育て応援団及び青葉幼稚園に対する感染症対策用品購入補助の追加140万円、(2)子育て世帯生活支援給付金事業は、18歳未満の児童、障がい児につきましては20歳未満のいる住民税非課税世帯及び家計急変世帯、児童1人に対して5万円を支給するものです。内容につきましては、事務処理に要する人件費及び事務費、給付金の合計775万円の追加補正です。

第4目子ども支援センター費、補正額30万円の追加です。子育て支援事業に係る新型コロナウイルス感染症対策用品購入費の追加です。

議案集30頁になります。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目保健指導費、補正額30万円の追加です。乳幼児保健指導事業に係る新型コロナウイルス感染症対策用品購入費の追加です。

第3目予防費、補正額2,797万2,000円の追加です。説明欄(1)健康管理システム事業は、新型インフルエンザワクチン接種記録システム改修費用48万円の追加。説明欄(2)新型コロナウイルスワクチン接種事業は、ワクチン接種予防に係る印刷製本費、郵送料及び電話回線増設に伴う通信運搬費、接種会場運營業務委託及び予約管理システム業務委託等の追加で2,749万2,000円の追加補正です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額1億198万3,000円の追加です。説明欄(1)経営継承・発展支援事業補助金は、国と地方が一体となり、担い手から経営を継承した後継者の経営発展に向けた取り組みに対して支援する補助金1,300万円の追加。説明欄(2)ラスノーブル苗復活事業は、北海道農山漁村振興交付金の内示を受けて苗の試験研究委託に係る補助金220万円の追加。説明欄(3)畑作構造転換事業は、北海道の割当内示に伴う追加で、7,572万4,000円の追加。説明欄(4)美瑛小麦推進事業は、美瑛小麦のブランド戦略を策定し、統一したブランド名称の確立と普及を進め、他産地との差別化、付加価値の向上を図る取り組みに対する補助金521万7,000円の追加です。説明欄(5)強い農業・担い手づくり総合支援交付金は、北海道の割当内示に伴う追加で584万2,000円の追加です。

第3項林業費、第1目林業費、補正額2,927万6,000円の追加です。昨年度までの未来につなぐ森づくり推進事業の後継事業となる豊かな森づくり推進補助事業は、伐採後の着実な植林を支援することで、森林が有する多面的機能の発揮と山村地域の振興を図るための補

助金の追加でございます。

議案集 32 頁になります。第 7 款商工費、第 1 項商工費、第 2 目商工業振興費、補正額 6,843 万 7,000 円の追加です。説明欄 (1)、美瑛町消費活性化事業は、プレミアム付電子地域通貨の発行について、町民用 1 万円を 1 万 5,000 口、観光客用 5,000 円を 1 万 2,000 口、プレミアムを 30% に設定して発行する事業補助金 6,839 万 7,000 円の追加です。説明欄 (2) 電子地域通貨運営事業では、美瑛町 LINE の公式アカウント及び UHB 地デジ広報普及に係る Be コイン 4 万ポイント、4 万円の追加です。

第 3 目観光費、補正額 297 万 7,000 円の追加です。説明欄 (1) 白金地区キャンプ場管理運営事業は、国設白金野営場漏水に伴う修繕料 16 万 5,000 円の追加。備考欄 (2) 白金エリア再構築事業は、道の駅びえい白金ビルケ、ウッドデッキ及び駐車場照明球修繕料 281 万 2,000 円の追加です。

第 2 項文化スポーツ振興費、第 8 目イベント推進費、補正額 721 万 7,000 円の追加です。スポーツ庁所管の地方スポーツ振興費補助金が採択されたことによる補助金の追加で、説明欄 (1) サイクルスポーツに係るイベント推進事業では 246 万 2,000 円の追加、説明欄 (2) 美瑛センチュリーライド事業では 475 万 5,000 円の追加です。

第 8 款土木費、第 3 項河川費、第 1 目河川費、補正額 500 万円の追加です。6 月 4 日の暴風及び融雪に伴う水楽川水楽橋付近の護岸洗掘による復旧工事費に係る河川管理事業の委託料の追加でございます。

第 5 項住宅費、第 2 目住宅建設費、補正額 11 万円の追加です。公営住宅建替推進事業、移転希望者の増による追加です。

第 12 款諸支出金、第 1 項普通財産取得費、第 9 目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額 1,964 万 8,000 円の追加です。まちづくり寄附金、5 月末現在での寄附分 1,346 件、1,964 万 8,000 円を丘のまちびえいまちづくり基金に積立てるものです。

次に、事項別明細書の歳入について、ご説明いたします。議案集の 26 頁にお戻り願います。

歳入、第 14 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金、第 2 目民生費補助金、補正額 841 万 6,000 円の追加です。新型コロナウイルス感染症対策支援に係る、1、子ども・子育て支援交付金が 66 万 6,000 円追加、子育て世帯生活支援給付金事業に係る、2、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金が 775 万円の追加補正です。

第 3 衛生費補助金、補正額 2,817 万円の追加です。健康管理システム事業におけるシステム改修に伴う、疾病予防対策事業費等補助金の追加補正です。

第 4 目土木費補助金、補正額 5 万 5,000 円の追加です。公営住宅建替推進事業の推進、申請増に伴う交付金の追加です。



第6目農林水産業費補助金、補正額650万円の追加です。経営継承・発展支援事業実施による国庫補助金の追加です。

第7目商工費補助金、補正額721万7,000円の追加です。イベント推進事業及び美瑛センチュリーライド事業補助採択に伴う地方スポーツ振興費補助金の追加です。

第15款道支出金、第2項道補助金、第2目民生費補助金、補正額66万6,000円の追加です。新型コロナウイルス感染症対策支援に係る子ども・子育て支援交付金の追加です。

第4目農林水産業費補助金、補正額1億358万1,000円の追加です。1、畑作構造転換事業補助金が、北海道も割当内示により7,572万4,000円の追加。同じく割当内示より、2、強い農業・担い手づくり総合支援交付金が584万2,000円の追加。同じく交付金の割当内示により、3、北海道農山漁村振興交付金400万円の追加です。豊かな森づくり推進事業補助金につきましては、実施事業の追加補正に伴う道補助金の追加1,801万5,000円でございます。

第5目商工費補助金、補正額2,100万円の追加です。プレミアム付電子地域通貨発行事業に係る道補助金の追加です。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額2,198万8,000円の追加です。1、まちづくり寄附金が1,346件で1,964万8,000円の追加。2、ガバメントクラウドファンディング寄附金が59件で234万円の追加です。

第9款繰越金、第1項繰越金、補正額1億1,450万7,000円の追加です。財源補填によるものです。令和2年度の一般会計繰越金決定額は2億2,444万4,000円で、今回の補正後予算額は1億5,776万1,000円となり、財源保留額につきましては6,668万3,000円となります。25頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略いたします。

以上で、議案第12号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第13号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第13号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集は34頁から39頁です。今回の補正は、6月4日の融雪及び降雨を要因とする河川の増水や、土砂流入により、しろがねダム頭首工取水施設に土砂が堆積し、取水できない状態になっていることから、その復旧に要する費用の追加をお願いするものです。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明いたします。議案集の34頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたします。議案集は38頁になります。

歳出、第2款発電施設費、第1項施設管理費、補正額300万円の追加です。しろがねダム頭首工取水施設の復旧に要する修繕費の追加です。

次に、歳入についてご説明いたします。議案集は36頁になります。

第2款繰入金、第1項繰入金、補正額300万円の追加です。しろがねダム頭首工取水施設修繕に伴う基金繰入金の追加です。35頁の第1表歳入歳出予算補正については、説明を省略します。

以上で、議案第13号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第14号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第14号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は40頁から41頁になります。今回の補正は収益的支出において、6月4日の融雪及び降雨を要因とする河川への土砂流入により、本町地区の水道の取水施設に砂が詰まり、取水量が十分確保できない状況となったため、本施設の緊急対応及び復旧に要する費用の追加をお願いするものであります。はじめに、議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明いたします。議案集の40頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算説明により、ご説明いたします。議案集は41頁になります。

収益的支出、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、補正額120万円の追加です。水道の取水施設の復旧に要する修繕費の追加です。

以上で、議案第14号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これで3案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに、3案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで3案件に関連する事項についての総括質疑を終わります。

次に、議案第12号についての総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第12号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第12号についての質疑を行います。議案集の28頁及び29頁。はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費及び第3款民生費について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の30頁及び31頁。第4款衛生費及び第6款農林水産業費について質疑を許します。

(「はい」の声)

2番坂田議員。

○2番(坂田美香議員) 2番坂田です。4款1項3目の予防費についてお伺いします。説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種事業についてお伺いします。医療従事者や高齢者とも接種が進んでいると思いますが、早期接種対象職種として予定している町内の職種があるかどうか、お伺いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高木保健福祉課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) はい、お答えさせていただきます。現在ですね、標準的な優先順位といたしましてガイドライン上でいきますと、医療従事者、それと高齢者の施設入所者及びそれと同時に打ちます施設従事者、こちらの方、それと今、次におります65歳以上の高齢者の方々、というの方々。それと今度、それと並行いたしましてですね、現在65歳以上の方々以外の分類になります、障がいの方々を含めた基礎疾患の方々をこれから優先的に接種していただきたいという風に考えてございます。また、障がいの方々、学校、あと児童福祉施設等々につきましてもですね、順次、児童福祉施設の従事者の方々についても検討させていただいて実施を図っていきたいと考えてございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番坂田議員。

○2番(坂田美香議員) 保育園、子供園、児童館とも、クラスターの報道が出ていたりするので、職種、そういう職業についているの方々、保護者の方々が不安や負担を結構抱えておりますので、スムーズな接種をお願いしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高木課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) はい、お話しいたしまして、これからですね、一般接種の間、基礎疾患の方々も含めてどんな風に行くかという形で、皆さんにお知らせさせていただきながら、順次進めさせていただき、検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の32頁及び33頁。第7款商工費から第12款諸支出金までについて質疑を許します。

(「はい」の声)

1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) はい、1番保田でございます。7款2項8目、イベント推進費ですけれども、国庫支出金721万7,000円の追加ということで負担金補助、交付金が追加になっているということなんですが、今まで多分、昨年までの国庫支出金の追加補正っていうのは、充当っていうのはなかったと思うんですが、この内容についてお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 平間文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長(平間克哉君) はい、それではですね、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。今回の増額補正でございますけれども、スポーツ庁の方で新たにですね、今年度はですねスポーツ庁の発信ということで、スポーツによる地域活性化推進事業ということでスポーツ振興費の補助金がメニュー化されましたので、それに対しまして町としてですね、センチュリーライド、そして昨年度からですね引き続きやることとして進めておりますスタンプラリーで冬のサイクルイベントの方の補助金を今まで組んでおりましたけれども、それに加えて今回スポーツ庁のですね、補助金の採択を受けたということで、今回の増額補正という形になっております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) 追加補正ということですので、事業が増えたという考えになりますか、それとも、そうではないんでしょうか。そこら辺をお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 平間課長。

○文化スポーツ課長(平間克哉君) 大きな部分としましてセンチュリーライドでございますけれども、センチュリーライドにつきましては、実施がですねNPOの美瑛エコスポーツ実践会で実施しておりまして、それに対して町が、今まで400万円の補助金と、それに加えてましてJKA、自転車振興のための公益財団がございますけれども、そこからですね補助の採択を受けてですねNPOの方が失したという経緯がございます。ただ、この公益財団のですね補助がですね、今年度以降採択はちょっと受けなかったということで、新たな財源と自転車振興のために新たな財源ということで検討しておりましたと共にですね、スポーツ庁としての補助がメニュー化されたということで、今回新たにですね、その申請を行い採択を受けたということでございますので、センチュリーライドに関しましてはですね、そういう形になりますので、

大きくですね、この補助の分が事業拡大ということではなくですね、事業を継続して行っていくための財源としての補助金を受けるという形になります。なおですね、イベント推進の方のスタンプラリーとですね、冬の自転車イベントにつきましてはですね、補助の採択を受けましたので、今後のですね事業展開も含めましてですね、補助を活用していきたいという風に考えております。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。7款1項2目、商工業振興費の美瑛町消費活性化事業、33頁ですね、伺います。今回もですねプレミアム付商品券発行補助金として、今回は6,839万7,000円が計上されました。これは町の説明によりますとね、1人当たり最大5万円、1世帯当たり30万円ということであります。つまりですね、これ、まとまったお金のある人ほど恩恵を受けるということになるんじゃないですか。しかも、多く買う人がいれば、買えなくなってしまう人もいるということになるんじゃないでしょうか。このコロナ禍でですね、このコロナの騒動の中で職を失ったり、収入を減らしてる町民が大勢おります。だからこういうことを考えますとね、この制度っていうのは、やはりいくつか欠陥があるのではないかと、結局、経済的な弱者救済にはなっていないんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか、お考えを。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 栗原商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（栗原行可君） はい、今回の商品券、今回から電子地域通貨を活用した商品券事業となります。今の内容につきましては、あくまでも消費活性化ということで、事業者の支援という部分であります。今のお話だと生活支援ということであれば、昨年も冬の生活支援とか高齢者支援とか、そういう部分の支援になるかと思っておりますので、今回の消費活性化につきましては、町内の事業消費を活性化するという内容でございますので、町内の事業者さんの活性化を図るという事業でございますのでご理解をお願いします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） もう一つ疑問があります。これはですね、以前もそうでしたけども、町外の方にもプレミアムを付けるというお話ですね。しかしですね、この1,800万円の予算がそのために、プレミアム分として町外の方に使われるようになっております。これはですね、地方自治法の地方自治の理念と原則、つまり住民を第一に守っていくという、そういう原則に、やはり反するのではないかなという疑問があるんですけども、どのようにお考えでしょ

うか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原課長。

○商工観光交流課長(栗原行可君) 今回、昨年も町外者用、要は観光客向けの商品券を発行してございます。今回も町外者用、回復する見込みである観光客のために町外者用の商品券事業を発行する訳ですけども、いずれしましても、その発行したものは町外で使われるものではございません。町内の資金循環という部分もありますけども当然、外部からのお金も流入させるという意味もございますので、ご理解いただきたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。プレミアム分はですね、町民向けに4,500万円、それから町外向け1,800万円、合わせて6,300万円が補助金として使われる訳ですけどもですね、色々な角度から考えればですね、プレミアム付商品券をやめて、この全金額をBeコインとして配布すると。そうすればですね、この町民の方が、このBeコインを貰う訳ですね、町外はなくして、全町民だけに向けるんですよ。そうすればですね、弱者救済にもなるし、商店にとってもですね、売上げの後押しにもなると思うんですよ。この補助金だけでね、Beコインの補助金だけでね、これやって、さようならという訳にいかないんですよやっぱり。色んなそういう心理がありますから、応援したいという心理は当然あるんですよ。そういうこともやっぱり総合的に考えるべきではありませんか、いかがですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原課長。

○商工観光交流課長(栗原行可君) 今の補助金を全てを町民に付与するという内容なのかなと思っておりますけども、消費活性化部分が、町の税金を全て付与して活性化ということじゃなくて、皆さんの、商品券でございますが購入していただいて、活性化を図るということでございます。当然ちょっと先ほど町外者の方からもその部分が入る訳ですので、従前どおり、商品券事業、消費活性化事業、そして町内の経済が発展する事業として進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解の方、お願いします。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。7款1項2目、同じく、商工業振興費、美瑛町消費活性化事業と電子地域通貨運営事業について伺います。こちらの方、様々な角度から検討されて、それで大型店、小型店、色々こう町内の経済効果も想定しながら消費活性化を

促していこうという事業だと理解しているところなんですけれども、平たく言うと、対象として、イメージ、色んな検討したかと思うんですけど、どういうところに届けば良いかなっていう、そういうイメージがあればですね、ちょっと分かりやすくというか、こういう先にやっぱり、今回コロナ禍で飲食だけじゃなくて、小売も大変なんだよっていう風に私のところに声届いたりですか、やはりこう色んな声があるんですけどもね、やっぱりこの対象として、どんな感じで、どこに届けば良いか、そういうのがあれば伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(栗原行可君) 商品券事業につきましては、今実施してる最中ですけども、びえい割、宿泊事業者に対して、また、3,000円分のBeコインの飲食店っていうのは当然飲食店に対して特定の業種に対しての支援事業ということでございます。今回、商品券事業の消費活性化事業については、特段、業種を決めてる訳でございません。当然、町内に事業を展開している事業者さんが、ちょっと事前登録という部分は必要ですけども、登録することによって町民、買われた方が利用をしていただけるということでございます。当然いろいろと業種が幅広い訳ですので、当然、飲食店、小売店、衣料品店、当然、燃料関係とか様々な部分、建設業等で登録されておりますので幅広く、また、町民が必要な場面で当然購入なり支出することになっておりますので、特にどこっていうことではないんですけども、町全体が潤うような経済循環が望まれると思っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。やはり何も対策これだけじゃないって、コロナ対策これだけじゃないと思っておりますので、消費活性化、本当に結びつくことを期待してるんですけども、この電子通貨、購入した層であるとか年齢であるとか、やはり域内経済循環を考えた時に、そのデータを取っていくこと大事だと思うんですね。その中で、購入した方がどういう層でどういう風な使用値、また、使った後、どういうところで使えたかっていうそのデータがですね、その電子通貨として、きちんと残るのかどうか、今後に生かせるのかどうか、その辺りについて伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原課長。

○商工観光交流課長(栗原行可君) 今回の地域活性化の商品券事業につきましては、商工会さんの方で事業を実施する訳ですけども、事前予約が必要ということで、事前予約でも優先度があまして、高齢者世帯、そして子育て世帯、そして一般といいますか、という形になってございます。当然、まず買われる方は高齢者世帯、子育て世帯になりますので、まずそこからの

利用になるかと思えます。そういった中で購入される方は必然的にそういう条件でございますので、そういう方々が、まず購入、利用されるのかなと思ってます。そういった中で、今回Beコインの電子地域通貨ということで、当然システムの中で動いてますので、当然その利用がどういうところで使われるのかが分かりますが、ただ、その高齢なり子育て世代なり、使った方がどういう方が使ったかという部分は、そこから読み取れるものではございませんけども、購入されたものが、どういうサービス、業種に使われてるっていう部分は実証実験の事業でも分かっておりますし、また、参考までに紙のベースの去年やっていた部分につきましても、商工会さんの方でまとめてですね、どういうところに使われてるかということが情報をもらってるところです。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 十分その購入先、そういうのも分かって、消費性向といいますかね、消費がどういう傾向にあるかというのも把握できるということで、やはりそういう電子通貨のメリットも出てくるのかなと。ただやっぱり、実証実験を経て、今回本格導入して、それで今回経済対策と消費者活性化のそういう事業として今回運用されるんですけども、やっぱり物事メリットもあればデメリットもあると。やっぱり今回、事務費なんかは安く済む、それで発行の印刷費もかからない、やっぱりチャージすればそれだけで簡易に使えるようになりますよって。ただ、今朝ちょうどですね私のところに、議会行くんだって電話かけてきた方がいて、福祉的な視点でちょっと物を言わせてもらうんですけども、やはりチャージ、カードだけであつたらですね、残高確認できないよねっていう風に言ってきた方がいて、アプリだと残高分かるんですよ。大型店1,500円あります。残りの1万3,500円小売店の分ですというのが見えてくる、アプリでは恐らく理解できる。ただ、ご高齢の方であるとか、例えば知的障がいのある方だとか、何ていうんですかね、使った時に、カードで使って、券だと残りの金額が、あと2枚残ってるから1,000円だとか、そういう風に分かるんですけども、カードだとその部分が見えてこない。そういうところは、もしかしたらデメリットかもしれないんですけども、実証実験の中でも、もしかしたらそういうのがあったかもしれないんですけども、もしかするとそこによって、買いたくても買えないだとか、そして買ったは良いんですけども、私のところに前寄せられてきたのが、そのまま買ったんですけども、東の商品券残っちゃってどうしたら良かって、結局使えなかったんですけど、もう期限もかなり過ぎてて。そういうようなところで、福祉的な視点でいうと、もしかするとカードでそれ使う方によっては、残高をその商店の方がね、例えば触れ合いとか、そういうあれになるかもしれないですけども、残り幾ら幾らだよって紙で渡すだとか、何かそういうのがあったら良いのかなと。結局、残高が見えてこないっていうのがあるんです。その辺りについて何かお考えとか検討するよう



なことがあったのかどうか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原課長。

○商工観光交流課長(栗原行可君) 今回、電子地域通貨を活用した商品券事業ということで、先に実証実験の中で色々と検証しながらという部分もありますけども、当然、今議員言われたとおり、メリットとしましては、当然今まで印刷をして商品券を発行したとか、あとは換金です、その事業者さんが商品券をもって換金業務、それに対して支出ということで、ちらっと言われましたけども、年度変わってから商品券が出てきたんだということもありまして、一方で、この電子地域通貨につきましては、購入した翌日にはもう自動的に事業者さんに振り込まれるという事務的なスリム化等、メリットあります。一方で、高齢者の利用につきましては、目で見える商品券の紙ベースと違ってですね、カード1枚の中に金額が入っている訳でございますので、カード見ただけでは分からないということでもあります。事業者さんの説明会の時にもちょっと話してはいるところなんですけども、当然利用されたら、各登録事業者さんの方では、あと何ぼということで分かるようにはなっております。あと何ぼ残ってますよということで、消費者の方には伝えてくださいという話をしております。確かにカードですので、昔のテレホンカードみたいに残り残数で穴が空くという訳ではございませんので、その都度、利用したところで残額を確認すると。また、やはりアプリ利用されている方であれば、当然アプリで確認できることとなりますけども、また、本来であれば、どこかでその確認コーナーみたいのがあってですね、こう、ピッってやったら残り何ぼでという部分ができれば良いんでしょうけども、ちょっとシステムのまだ検討する段階ということですので、当面は利用施設、利用店で残額を確認するという形、あとはスマホアプリ入れていただいてという形になろうかと思えます。課題だということは認識しておりますので、どのような使い方が良いのか、利用法が良いのかという部分は検討を続けていきたいと思っております。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の26頁及び27頁。歳入全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の24頁及び25頁。令和3年度美瑛町一般会計補正予算(第2号)の条文及び第1表歳入歳出予算補正について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第12号についての質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑を行います。議案集の34頁から39頁まで。令和3年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第1号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第13号についての質疑を終わります。

次に、議案第14号について質疑を行います。議案集の40頁及び41頁。令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算（第2号）の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第14号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第12号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第12号についての討論を終わります。

次に、議案第13号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第13号についての討論を終わります。

次に、議案第14号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第14号についての討論を終わります。

これから日程第14、議案第12号の件を採決します。議案第12号、令和3年度美瑛町一般会計補正予算（第2号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第13号の件を採決します。議案第13号、令和3年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第1号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第14号の件を採決します。議案第14号、令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第14号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤晴観議員） 日程第17、議案第15号、指定管理者の指定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

吉川農林課長。

（農林課長 吉川 智巳君 登壇）

○農林課長（吉川智巳君） 議案第15号、指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。議案集は42頁になります。美瑛町置杵牛農産物加工交流施設は、前指定管理者でありました置杵牛農産物加工交流施設運営協議会から、コロナ禍における販売不振、事業の効率化を図りたいことから辞退の申し出があり、令和3年2月24日に同協議会に対しまして、指定管理の取消しをしたところであります。その後、3月22日から3月31日に、新たに指定管理者の募集をしたところ、株式会社北海道米菓フーズ様から申し出があり、4月21日、代表取締役である廣島俊郎氏同席のもと、指定管理者選定委員会を開催、事業概要等の説明を受け、同社を候補者として選定したところです。同社は、米を原料とした菓子類の製造販売のほか、加工品の原料（パウダー、ピューレ等）を今後、当施設で製造する予定となっております。また、OEM（他社ブランド製品を製造）商品の製造割合が多い中、自社製品の開発を進めており、美瑛町と連携した商品開発に対しても積極的に取り組む意向を示しております。

以上のことから、同社が美瑛農産物を活用した商品の製造開発、そして地域振興に寄与するものと評価し、地方自治法に基づき、指定管理者の指定をお願いするものです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、議案第15号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。まず、3つお聞きします。

この北海道米菓フーズですね、これはこの会社による運営計画が作成されているのか。

2つ目は年間売上高は幾らなのか。

それから、今回契約する契約はですね、この運営計画があるとすれば、それを履行すると、実行するというを前提にしているのか。この3つを伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 吉川農林課長。

○農林課長（吉川智巳君） 今回、募集に対しまして、同会社から事業計画書というものが上がっております。その中で、年間の目標ということで出てきておりますが年間8,500キロを作りたいと、そういったことで上がっております。

売り上げがですね、一応令和3年度、計画段階で1,240万円を見越しているという計画で上がってきております。令和4年度につきましては、2,491万円を計画として上げておまして、これにつきましては、この会社にとっては実効性のあるものだという風に考えております。

計画の履行性については、大体稼働率60%という風に押さえておりますので、実効性があるという風に解釈しております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、この会社はですね、私が調べた限りでは製品はですね約100種類ほどの製品を製造しているという、非常に活発な生産活動を行っておりますね。生産活動と商品開発も、意欲も高いと私は思っております。

そこで2つお聞きします。美瑛の農産物をですね、原料として、供給する前提なのか。

それから、町民がですね、そこでその工場で雇用できる計画があるのかどうか、伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 吉川課長。

○農林課長（吉川智巳君） 一応ですね、向こうの計画の中では、地元の農産品を使いたいということで上がってきております。主に加工品の中には、コーンパウダー、カボチャパウダー、タマネギパウダーと。合わせてコーンピューレ、カボチャピューレというものを考えておまして、これは地元産を使いたいということで聞いております。

あと、雇用につきましては、置杵牛におきましてはフルタイムの人を、向こうから来る常勤もいますけども、パートタイムを3人と、そういったことで今計画してるということで計画書上がってきております。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第15号の件を採決します。議案第15号、指定管理者の指定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第15号の件は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩します。

休憩宣告(午前11時54分)

再開宣告(午後1時00分)

---

日程第18 議案第16号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第19 議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第20 議案第18号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

---

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第18、議案第16号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件、日程第19、議案第17号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件及び日程第20、議案第18号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第16号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

(総務課長 今瀧 毅君 登壇)

○総務課長(今瀧 毅君) 議案第16号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は43頁から44頁になります。旭辺地につきましては、前計画が令和2年度に期間が満了となったことから、公共的施設等を今後整備するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、議会の議決を経て、辺地に係る総合整備計画を策定し、国に提出することにより、辺地対策事業債の財政措置を受けて有効に事業実施ができることから、議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読し、その後、計画書の内容を説明いたします。議案集43頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは44頁、総合整備計画書の内容についてご説明いたします。

1、辺地の概況、2、公共的施設の整備を必要とする事情は、省略させていただきます。

3、公共的施設の整備計画になります。期間は令和3年度から令和7年度です。施設名の道路2事業として、北瑛旭第6線道路整備事業及び旭美瑛線道路整備事業を計画し、地区の主要

幹線道路の整備により、地域振興に寄与するものです。事業費は合計で4億4,412万7,000円で、財源内訳は特定財源が2億8,335万3,000円、一般財源が1億6,077万4,000円、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額が1億5,230万円です。

以上で、議案第16号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第17号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

○総務課長（今瀧 毅君） それでは、議案第17号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は45頁から46頁になります。五稜・美園辺地につきましては、議案第16号と同様に、前計画が令和2年度に期間が満了となったことから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、新たに総合整備計画を策定し、辺地対策事業債を活用し、事業を実施するよう議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読し、その後、計画書の内容をご説明いたします。議案集45頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは46頁、総合整備計画書の内容についてご説明をさせていただきます。

先ほどと同じく、1の辺地の概況と、2の公共的施設の整備を必要とする事情につきましては省略をさせていただきます。

3、公共的施設の整備計画になります。期間は令和3年度から令和7年度です。施設名の道路として、美園村山線道路整備事業を計画し、地区の主要幹線道路の整備により、地域振興に寄与するものです。事業費は1億9,064万6,000円で、財源内訳は特定財源が1億1,438万7,000円、一般財源が7,625万9,000円、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額が7,240万円です。

以上で、議案第17号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第18号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第18号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は47頁から48頁になります。朗根内辺地につきましては、議案第16号及び議案第17号と同様に、前計画が令和2年度に期間が満了となることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、新たに総合整備計画を策定し、辺地対策事業債を活用し、事業を実施するよう議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読し、その後、計画書の内容を説明いたします。議案集47頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは48頁、総合整備計画書の内容についてご説明させていただきます。

1、辺地の概況と、2、公共的施設の整備を必要とする事情は省略させていただきます。

3、公共的施設の整備計画になります。期間は令和3年度から令和7年度です。施設名の道路として、朗根内上俵真布線道路整備事業及び朗根内へき地保育所建設事業を計画し、地区の主要幹線道路及び公共施設の整備により、地域振興に寄与するところです。事業費は合計で1億8,600万円で、財源内訳は、特定財源が5,104万円、一般財源が1億3,496万円、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額が1億2,770万円です。

以上で、議案第18号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これでは3案件について提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに、3案件に関連する事項について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで3案件に関連する事項についての総括質疑を終わります。

次に、議案第16号について質疑を行います。議案集の43頁及び44頁。議案第16号本文並びに総合整備計画について質疑を許します。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。議案第16号ですね、この中で北瑛旭第6線と旭美瑛線の整備計画が予算として提示されております。しかしですね、事業費の、この金額が、根拠が示されておられません。その理由を伺います。この事業費のですね、事業の内容が示されていないということですね。そこで2点お聞きします。

各路線の全線が工事対象なのか、事業対象なのか。

それから2つの路線は昨年度まで5カ年計画で整備されてきました。しかし、今後5年間新たにどこを整備するというのか、これも全く示されていません。お聞きします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧総務課長。

○総務課長(今瀧 毅君) 議員ご質問の内容の部分で、詳細の事業計画につきましては、ちょっと私担当ではございませんので、お答えできないんですけども、基本的な辺地に係る公共施設の総合整備計画策定の部分の考え方としましては、基本的には辺地の地区を指定してですね、その地区において、基本的にはハード整備を推進することによりですね、他地域の地域間格差をなくすとか縮小させていくというのが、この辺地計画を策定する目的でございます。ですので、基本的には、この地域で行われる整備計画に基づく事業については、全てこの計画の中に網羅して、財源的に有利な形で事業が推進できるものですから、この中に登載して事業

を行っていくというような考え方で今回総合整備計画を策定させていただいております。ですので、この計画の中に詳細の、何年に、どの箇所、どういったその内容の事業が行われるかといったことが、この計画の中では求められておりませんので、基本的には、建設事業計画等で把握している事業を、旭なり、今回であればこの3つの地区で行える事業を総合計画という形で登載させていただいたというような状況でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。私は今質問したのはね、詳細計画をお聞きしてる訳ではないんです。この2つの路線をですね、全線スタートから終点まで、これを対象にしてるのか。そしてどういった、概要ですよ、事業の概要を考えているのか。これは結局ですね、1億7,000万円と2億7,000万円を提示されてる訳ですよ。これはどこから、天から降ってきた訳でもないしね、どこかから拾ってきた訳でもないはずですよ。何かを想定して積算した結果、概略ですよ、概略積算した結果、出てきてるものじゃないですか。例えばキロ当たり何億円と、何千万円と、そういうことにして、単価で何キロあるからなんぼだということなのか、それとも、その単価もですね、全国色んなレベルがあって、レベル1、レベル2、レベル3と、そういった単価を掛けているのか、これ全くこれ説明がないんですよ。いかがですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 山下建設水道課長。

○建設水道課長(山下浩史君) 今の場合、北瑛旭第6線と旭美瑛線の道路整備事業ということでございますけれども、こちらの方につきましては、例年、当初予算を計上させていただく際にですね、予算審査特別委員会の資料といたしまして、事業概要書の方を各路線全てお示しをさせていただいているところでございます。この事業概要書につきましても、先ほど総務課長よりお話ありましたけれども、町の方で策定しています建設事業計画に基づいて、それと同じような内容になってございます。内容といたしましては、北瑛旭第6線につきましては、旭美瑛線共にですね、実施設計が完了しておりますので、その実施設計に基づいた事業費、最終年までの事業費の方を計上しているところでございます。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。そうしますとね、今先ほどの説明、総務課長の説明と山下課長の説明は、やはり食い違ってる訳ですよ、具体的に積算したとおっしゃいましたね。これはね、この書式は国に提出する書式だと、こういうお話が私はお聞きしてますけれども、しかし、この提出を書類を説明する説明文が要るんですよこれ、議会で議決しなくちゃいけないんですからね。この1枚じゃやりようがないんですよ、判断しようがないんです。これ



あったらね、山下課長、そういう説明、積算根拠があるなら、概算でも良い、概略でも良い、やっぱり添付すべきじゃないですか、他の計画書もそうですけども、どうですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 山下課長。

○建設水道課長(山下浩史君) ちょっと繰り返しになりますけれども、申し訳ないんですけども、先ほども申し上げたとおり、毎年当初予算、これ何年も継続ということでやらせていただいている事業でございますので、毎年当初予算の際にですね、事業概要書として、委員の皆さまにはお示しをさせていただいているところでございます。単年度の部分で予算の確定、議決といたしましては単年度で議決をいただいているところですが、その議決に当たりまして過去の実績、それから今後の計画を、全体計画合わせまして、お示しをさせていただいているということでございます。それがあつたものから、これに添付するというような部分ではないのかなという風に理解をしているところでございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第16号についての質疑を終わります。

次に、議案第17号について質疑を行います。議案集の45頁及び46頁。議案第17号本文及び総合整備計画について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第17号についての質疑を終わります。

次に、議案第18号について質疑を行います。議案集の47頁及び48頁。議案第18号本文及び総合整備計画について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第18号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第16号についての討論を終わります。

次に、議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第17号についての討論を終わります。

次に、議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第18号についての討論を終わります。

これから日程第18、議案第16号の件を採決します。議案第16号、辺地に係る公共的施

設の総合整備計画の策定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第16号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第17号の件を採決します。議案第17号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第17号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第18号の件を採決します。議案第18号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第18号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第21 議案第19号 請負契約の締結について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第21、議案第19号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

山下建設水道課長。

(建設水道課長 山下 浩史君 登壇)

○建設水道課長(山下浩史君) 議案第19号、請負契約の締結についての提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては、49頁になります。美園村山線道路改良舗装事業については、昨年度まで、一号橋の橋脚1基及び橋台2基などが完成しており、今年度、上部工を行いたく、美園村山線一号橋架替工事(上部工)として、6月10日に入札を執行し仮契約を交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第19号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。この請負契約の締結ですね、これは5社が入札

参加したということですが、これは5社の中ですね、一番高い金額を入れた会社があると思うんですね。その入札率は何%だったんですか。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午後 1時21分）

再開宣告（午後 1時22分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

山下建設水道課長。

○建設水道課長（山下浩史君） 一番高い落札率につきましては99.8%となっております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） もうこの落札率はこれに限らずですね、高い水準が維持されております。今おっしゃった99.8%、つまり99.0%から99.8%の間に、5社がこの中に入ってる訳ですね、金額が、入札してる訳ですね。これは公正な入札とは言えないんじゃないですか。そういう疑いは微塵もないんですか、どうですか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 山下課長。

○建設水道課長（山下浩史君） 落札率につきましては、適正な入札の結果だという風に理解をしているところでございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。昨日町長はですね、議員さんの質問に対して、公平な入札を行っていくと、これはもう自治の大原則であるとおっしゃいました。しかし、実際はこういう状態なんです。これやっぱり、認めるか認めないかは、やっぱり町長の責任なんです。いかがですか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 今議案でご提案しております請負契約につきましては、入札事務業務の中は全て法に基づいて行われておまして、結果、何ら問題ない適正なものであると判断しているところでございます。ただ、昨日のご議論もございましたけれども、入札制度ですとか公共調達につきましては、日々、時代、時代で変わっていくところがございますので、制度そのものを固定したものではなくて、不断なる見直しを図って適正に行われるよう努めていくということも私たちの責務であろうと思っておりますので、今後とも適正な入札が行われるよう

進めて、検討改善を進めてまいりたいと思うところでございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第21、議案第19号の件を採決します。議案第19号、請負契約の締結についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第19号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第22、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。本件について提出者の説明を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） それでは、諮問第1号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は50頁になります。まず、朗読を申し上げます。

（議案の朗読を省略する）

推薦候補者でいらっしゃいます野崎千恵氏は、昭和52年から42年間、美瑛町役場に勤務され、町行政の推進に努められてきました。美瑛町役場では教育委員会や保育所、保健福祉課等を歴任し、多くの子ども達と関わりを持ち、また、ボランティア活動などを通じて、更生保護運動にも関わり、その際、多くの障がい児とも触れ合うなど、地域の福祉向上や、幼児、児童、生徒の人権擁護などに尽力されているところです。現在は障がい者施設に勤務をされ、障がい者支援に取り組まれております。今回退任を申し出されている委員の任期が本年9月30日までとなっております、本町といたしましても、人格、識見、行動力を高く評価し、その手腕に大きな期待をしているところであり、野崎千恵氏を人権擁護委員候補として推薦するものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 暫時休憩します。

休憩宣告（午後 1時27分）

再開宣告（午後 1時28分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

おはかりします。本件は、お手元に配付してあります意見のとおり答申したいと思います。  
ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付してあります意見のとおり答申することに決定しました。

---

日程第23 報告第1号 令和2年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第23、報告第1号、令和2年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 報告第1号の内容につきましてご説明申し上げます。議案集は51頁から53頁になります。令和2年度の繰越明許費につきましては、令和2年度の一般会計補正予算第11号及び第12号において令和3年度に繰り越して執行することの議決をいただいた14事業について、地方自治法施行令の規定に基づき、その内容を報告するものです。それでは最初に議案を朗読し、その後、内容をご説明いたします。議案集51頁になります。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第1号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。  
ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

---

日程第24 報告第2号 令和2年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第24、報告第2号、令和2年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 報告第2号につきましてご説明申し上げます。議案集は54頁から55頁になります。令和2年度中に事業完了の契約をしていた美瑛町まちづくり総合計画策定事業について、新型コロナウイルス感染症拡大により、当初計画していたスケジュールどおりのワークショップ等の事業を遂行できなかったため、年度内に事業が完了せず支出できなかったことから、その額を令和3年度に繰り越して使用することを地方自治法施行令の規定に基づき報告するものです。それでは最初に議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第2号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第2号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第2号の件は報告を終わります。

---

#### 日程第25 報告第3号 美瑛町土地開発公社の経営状況について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第25、報告第3号、美瑛町土地開発公社の経営状況についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

山下建設水道課長。

（建設水道課長 山下 浩史君 登壇）

○建設水道課長（山下浩史君） 報告第3号、美瑛町土地開発公社の経営状況についての議案の内容につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては、56頁から61頁になります。それでは、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第3号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第3号の件は報告を終わります。

---

日程第26 報告第4号 有限会社美瑛物産公社の経営状況について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第26、報告第4号、有限会社美瑛物産公社の経営状況についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

栗原商工観光交流課長。

（商工観光交流課長 栗原 行可君 登壇）

○商工観光交流課長（栗原行可君） 報告第4号について、ご説明申し上げます。議案集は62頁から67頁になります。有限会社美瑛物産公社の経営状況について、朗読をもって報告いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第4号、有限会社美瑛物産公社の経営状況についての報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。

（「はい」の声）

11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 11番青田でございます。本当にコロナ禍で大変な状況ですね、物産公社の役職員の皆さん本当にご尽力に敬意を表して、何らかの形で本当応援できればと思ってるぐらいなんですけれども、まずコーポレート・ガバナンスの観点から伺います。それとあと財務内容について、そして今後の将来的な展望って言ったらちょっとあれなんですけれども、その3つについてですね。

まずコーポレート・ガバナンスについて、その経営権といいますか、ここで報告をいただいて、実際に議会でも情報をいただいているんですけれども、今後の町としての関与のあり方といいますかね、やはり経済団体のトップの方を代表に入っていていただいて、取締役の方、様々な方たちが入ってやっていただいている、本当にご苦労も今後あるかと思うんですけれども、その

ような中で今後の町としての関与のあり方について伺いたいということ、あと財務内容、債務超過に今回、コロナ禍の影響で陥っております。それで、先ほど日銀の金融政策決定会合があって、それでコロナ禍の金融支援が来年の3月末まで支援が延びるということで、今後もその金融的な支援は問題ないかと思えます。それで観光客の入り込みによっては、経営も好転してくると、そんなことが見込めるのかなと私自身思っておりますし、このような状況であっても、金融的な支援はですね、要は借入れ増えたとしても、実際可能なのか、そういう風に思っているんですけども、ただ、今回のこの6,500万円の長期借入金、この内訳ちょっと詳細は分かりませんが、やはりその個人保証があったとしたら、それがどのように個人保証になってですね、それが町としての関わり方として、例えば代表者の方が個人保証に入っているのだとすればですね、それがちょっと果たしてどうなのかなってちょっとその心配、経済的な負担を強いる可能性もやっぱり連帯保証人となりますとね、そういうものがあるものから、その点についてどうお考えかということをお伺いしたいと思います。

あと、3つ目としましては、まちづくり会社構想ございますけれども、それに対して、影響についてないかどうか、その3つについて伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(栗原行可君) 3つほどでございますけども、まず、これまで立ち上げてから、もう10年、15年経ちますけども、出資している公社の中で役員を決めております。定期的な取締役会を開いた中で、そこで計画、また報告という形になっておりますので、その中で経営が進められておりますが、町といたしましては、半分を有する株主、いわゆる筆頭株主ということでございますので、その部分の考えなり、その町の経済状況を見ながら、指示といたしますか、その部分を伝えていると。当然、取締役にも町の職員が入っておりますので、その中で色々と意見はいただいているということでございます。

あと財務内容ですけども、今回6,500万円、国と道と町、3,000万円、3,500万円ということで、6,500万円の借入れをしているところでございます。満額に借りているということで、3月末現在では現金が3,000万円近くありますけども、そうした中で当然、代表者である社長には個人保証ということになっていると聞いております。法的には民事上、刑事上はその個人ということになるようですけども、総務部長の方で出しています経営改善に関する指針を見ますと、やはり町が出資している事業でございますので、最悪の事態になった場合は町の方で何らかの形の補償をしなきゃいけないのかなという認識ではあります。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) あと、新まちづくり組織の件でご質問もございましたので私の方からお



答えさせていただきます。現在、町の公益、公的な機能をより有利に発揮できる、また、民間との連携を深めていくような新しいまちづくりの組織の形が模索できないかということで検討を進めている段階でございます。本年度はこれまで積み上げた議論を基に、専門的なコンサルタントに入らせていただきまして、この物産公社も含めて、関連組織の財務の面とか法務の面からの調査、現状把握に入らせていただいているところでございます。その現状把握、町等の対象として、この物産公社も入っておりますので、専門的な見地から経営を見ていただく、洗い直していただく良い機会になるかなと、いう風にも思っております。そして、現在まだ最終的な形ができてる訳でございませぬけれども、物産公社、あるいは活性化協会等の組織のあり方を検証した上で、より効率的で合理的効果を発揮できるような新しい組織形態があるのであれば、その形を模索してまいりたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。町長今、模索ということでお話、答弁いただいたんですけども、企業、議会の活動とかその町の役場の運営と違いまして、あくまでも民間の企業の話になります。それで、企業はやっぱり人、物、金、それが無かったら企業経営って成り立たないっていう風に、私も若輩ではあるんですけども、そういう風な事業を運営してるものですから、そういう風に常々思ってるところであります。それで、人の部分で言うと、やはり役員の方は副町長も専務取締役ということで入らせていただいているんですけども、皆さんお仕事を抱えて、それで兼務といいますかね、平たい言葉で言ったら充て職というようなことで、この関わっている方がほとんどということで、職員の方一生懸命やってもその経営責任ということになるとどうしてもですね、じゃあ誰がという風なことで、どうしてもやっぱり懸念、心配になるところあるんですよ。そして充て職ということで、やはりトップの方は、経済団体のトップの方がですね、今回、代表者になってはいるんですけど、しかも連帯保証人という風になってしまうと、何ていうか、役員報酬出たりするんだったら良いんですけども、ほぼボランティアというような形ですね、6,000万円なのか何千万円なのか分からないんですけど、それ個人保証なってるっていうのはですね、ちょっとやはり私その辺については、しっかりしたそういう人材をここに入れて、それで何ていうんですかね、専任というような形ですね、専務は副町長専務なんですけども、実際はここにいる、そういうこの企業の経営ということが、そこまで手が行き届かないともうその兼務自体が難しいと思いますので、できないと思いますので、そういうようなですね人がいないとならないんじゃないのかなって、それが無いと、まちづくり会社の構想にもつながっていかないんじゃないのかなという風なところが思いとしてあるんですよ。その専門的なコンサルが入ってやっていくのは良いんですけども、やはりその人をどうするのか、それをきちんと明確にしていかないと、やはり今後、来

年の3月までその金融支援、日銀のやつが続きますよってことで恐らく金融機関からも、いや、まだ借りれますよという風なことで、3,000万円どうですかってなってくるかもしれないですけども、実際にはそれを今度据置期間後には償還していくっていう風になった時に、やはりこう、きちんとした経営的なビジョンも、その中核になる人材と一緒にやっついていかないと、やはり新まちづくり会社の構想もですね、中々こう心配される場所あると思うんですが、その辺りについて、人の面についてどうお考えか、現時点でも結構なんですけれども、お願いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 物産公社の現状の運営状況につきまして、課題を持っている組織であるかと私も認識をしておりますし、それが故に、新しい組織の形を模索して他の組織との関連性も含めて、今、見直しを図っているところでございます。その中で、ご指摘を頂きましたように、人の面というのは大変大きなファクターを担っていると思っておりますので、現在の方がどうこうという話ではございません。より専門性を持った、知識を持った、経験を持った、経営能力に長けた方が加わっていただければ、より強い組織になるであろうという風には思っております。ただ、今、非常に関与の仕方が難しいのは、課長が答弁申し上げましたけれども、美瑛町としましては最大の出資者である株主という立場でございまして、基本的には、第三セクターである物産公社につきましては、物産公社の事業主体として自助努力の中で経営を行っていくというのが前提でありまして、そこに町からの支援をどこまでできるのか、どの部分についてできるのかということが、また非常に難しいところもございまして、そのような中で、副町長、取締役として入っておりますので、人的にはその部分で関わることはできるんですけども、経営本体に直接タッチできるというか、株主として経営者を見守るという立場からすると、ちょっと関与の仕方が難しい面がございます。

ただ、いずれにしましても、これからの、先ほど申しましたコンサル入ってもらって経営状況について洗い出しを行っていただいております。そこを受けまして、経営、営利販売、営利の部門、そして活性化協会の中にも営利の部分もあれば、あと公的な部分を担っている部門等があります。その中で、重なり合っているものを精査したりとか、効率化を図ったりとかということは今後検討を重ねてまいるところでございます。その時に人というのが、やはりキーワードになって出てくると思います。新しい組織の形が決まっている訳ではございませんけれども、仮にその方向に歩いていくとなった場合は、それを誰が引っ張っていく、担っていくのかという、その人が最終的に非常に重要で問われてくる場所であるという認識を持っておりますので、その人物像についても将来像を描きながら、検討を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第4号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第4号の件は報告を終わります。

14時25分まで休憩します。

休憩宣告（午後 2時08分）

再開宣告（午後 2時25分）

---

日程第27 報告第5号 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について

---

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第27、報告第5号、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

吉川農林課長。

（農林課長 吉川 智巳君 登壇）

○農林課長（吉川智巳君） 報告第5号の一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況についてご説明いたします。議案集は68頁から72頁になります。はじめに議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第5号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第5号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第5号の件は報告を終わります。

---

日程第28 報告第6号 一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第28、報告第6号、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

栗原商工観光交流課長。

（商工観光交流課長 栗原 行可君 登壇）

○商工観光交流課長（栗原行可君） 報告第6号についてご説明申し上げます。議案集は73頁から79頁になります。一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について、朗読をもって報告いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第6号、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況についての報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。

（「はい」の声）

9番高田議員。

○9番（高田紀子議員） 9番高田です。先ほど物産公社においてでも、活性化協会についてはコンサルタントが入ったの中で、今後の事業について模索中ということでございましたけれども、であるならば、今年度、第2次丘のまちびえい活性化プランが、中間の確か評価年度に当たっていると思うんですね。となると、コンサルタントが入っているということは今年度中に活性化協会の体制自体も考えながら、この活性化プランの内容も大きく検討材料として入っていると思いますので、今年度の中でそのプランについて、どのようなことを町としては考えているのか、その指導をするのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 栗原商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（栗原行可君） はい、丘のまち活性化協会につきましては、現在、第2次丘のまちびえい活性化プランというのを平成31年に策定してございます。5カ年計画ということで、今この計画、コロナの関係で事業の推進が滞ったところありますけども、合わせて、先ほどの物産公社とのあり方、どういう形で進めていくかということは当然考えられます。このプランにつきましては、当初はそういうことが想定されてなかったプランでございますので、当然その見直し、または、その経営体と申しますか、運営体によっては、新たなものを策定しなきゃいけないのかなど。物産公社もそうですけども、その全体的な目標は作ることは当然重要なことだと思っておりますので、このプランの見直しと申しますか、当然検証しながら、新たなプランの策定、見直しという部分も含めてですね、計画目標を定めていくべきだと私は思っています。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第6号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第6号の件は報告を終わります。

---

日程第29 発議第1号 美瑛町議会会議規則の一部改正について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第29、発議第1号、美瑛町議会会議規則の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

8番桑谷覚議員。

（8番 桑谷 覚議員 登壇）

○8番（桑谷 覚議員） 発議第1号の提案理由についてご説明いたします。今回の会議規則の改正につきましては、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものです。また、議会への請願手続きについて、押印の義務付けを見直すため、美瑛町議会会議規則の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、改正内容についてご説明いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、別紙、美瑛町議会会議規則の一部改正要旨によりご説明いたします。また、改正に伴う新旧対照表は、裏面の2頁になりますのでご参照ください。

改正の要旨は先ほど説明したとおりです。

改正の概要についてですが、本規則の主な改正点は3点あります。

1点目は、育児、介護など議会への欠席事由についての整備です。

2点目は、産前・産後の欠席期間についての規定です。

3点目は、請願者に一律に求めている押印の義務付けについて、署名又は記名押印とするものです。

以上で、発議第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第29、発議第1号の件を採決します。発議第1号、美瑛町議会会議規則の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、発議第1号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第30 意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第30、意見書案第2号、地方財政の充実・強化に関する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

1番保田仁議員。

(1番 保田 仁議員 登壇)

○1番(保田 仁議員) 朗読をもって提案とさせていただきます。

(意見書案の朗読を省略する)

以上で提案を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第30、意見書案第2号の件を採決します。意見書案第2号、地方財政の充実・強化に関する意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第2号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

---

日程第31 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、  
「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障  
の実現に向けた意見書について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第31、意見書案第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

9番高田紀子議員。

（9番 高田 紀子議員 登壇）

○9番（高田紀子議員） それでは、要約をもって朗読を申し上げます。

（意見書案の朗読を省略する）

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第31、意見書案第3号の件を採決します。意見書案第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、意見書案第3号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

---

日程第32 意見書案第4号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書に  
ついて

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第32、意見書第4号、2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

12番山本賢一議員。

(12番 山本 賢一議員 登壇)

○12番(山本賢一議員) 朗読をもって提案いたします。

(意見書案の朗読を省略する)

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「はい」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第32、意見書案第4号の件を採決します。意見書案第4号、2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第4号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

---

日程第33 意見書案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を  
求める意見書について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第33、意見書案第5号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

13番八木幹男議員。

(13番 八木 幹男議員 登壇)

○13番(八木幹男議員) 13番八木です。意見書を朗読をもって提案に代えさせていただきます。

(意見書案の朗読を省略する)

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。



(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第33、意見書案第5号の件を採決します。意見書案第5号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第5号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

---

#### 日程第34 所管事務調査の申し出について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第34、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長大坪正明議員、産業経済常任委員会委員長野村祐司議員、議会運営委員会委員長桑谷覺議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

おはかりします。本件については、各委員長からの申し出のとおり承認したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思いますので了承願います。

---

#### 閉会宣告

---

○議長(佐藤晴観議員) これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。令和3年第3回美瑛町議会定例会を閉会いたします。

---

#### 閉会挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） はい、2日間どうもお疲れ様でした。皆さまの協力あって、予定どおりのところで終わることができました。そして、議論もできたように思っておりますので、これからはまた、しっかりと運営をしていってほしいというところであります。

暑い日続いています。農家さんも大分雨が欲しいという話はちょっと暫く前から聞いているところなんですけども、本当に何か僕の生業としたら雨いらななんですけど、それでもやっぱりたまには、雨で骨を休めるっていうことも必要なんだなという風に感じるぐらい良い天気が続いています。

増山さん今日体調不良でね、ちょっとお休みいただきましたけど、先ほど電話きて、心配するほどのことではないですという風な話で、皆さんによろしくとも言っていました。ただ、それを他人ごとではなく、皆さんもですね、しっかりと体調管理して気をつけながら、また9月の定例会を迎えればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それではこの2日間どうもお疲れさまでした。

午後3時05分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年8月4日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴 観

議員 穂積 力

議員 八木 幹 男